

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。 なお、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1については、整理番号3－2と関連する事項がございますのであわせて審議いたします。 よろしいでしょうか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声をいただきました。 それでは、伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1および整理番号3－2について、7月15日に江原良弘委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字岩沢字河原地内にある農地です。整理番号3－1は、畑2筆343㎡です。整理番号3－2は畑2筆381㎡です。 農地の現況ですが、起伏がある農地で作付けはされておらず保全管理されていきました。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、トマト、レタス、ホウレンソウなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については車で約5分の場所であり、問題はないと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－1 および 3－2 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、飯能市在住の会社員です。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、実家が農家であったことから、20 代の頃から経験があり、現在も飯能市内の市民農園を借りて耕作をしております。 譲受人からはダイコン、ハクサイ、カブなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、車で約 5 分の場所ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和 7 年 7 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについて御説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2 つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機を 1 台導入予定です。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。 5 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 その他、大字岩沢字河原 1 1 9 9 番 1 については、今回所有権移転ができた場合、残る持分 3 分の 1 を所有する方と共有持分となります。 当件について、代理人に聞き取りにて確認をしたところ、所有権移転ができた場合、分筆及び持分交換等を行い、共有状態の解消を図るべく協議をすることを検討しているということです。 補足説明は以上です。
議長	私も同行して調査しましたが、特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－1 および 3－2 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	共有持分であることで将来的に問題になることはないでしょうか。

事務局	先ほどの説明と重複しますが、代理人より、所有権移転ができた場合、分筆及び持分交換等を行い、共有状態の解消を図るべく協議をすることを検討していると伺っています。
議長	他にご質問ございますでしょうか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。 整理番号3-3について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、7月20日に綿貫由美子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字平松字東原地内にある畑2筆、面積1,729㎡でございます。 農地の現況ですが、サツマイモが耕作されていました。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、サツマイモ、ジャガイモなどの露地野菜を作付けするということです。 また、通作については車で約15分の場所ということです。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、飯能市在住でサービス業を営んでおります。このたび、農業経営を開始したく申請するものでございます。 譲受人の農作業の経験については、1 年以上の経験があります。 なお、譲受人からはサツマイモ、ジャガイモ、ダイコンなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から車で 15 分以内の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和 7 年 7 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。 次に、審査基準のうち該当する 5 つについて御説明します。 1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2 つ目、機械の所有状況ですが、管理機 2 台を所有しております。 3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。 5 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた綿貫由美子委員、何かございますか。
7 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、何かご意見、ご質問等ございますか。
5 番	譲受人が既に耕作しているのでしょうか。
事務局	そのとおりでございます。
議長	他にご質問ございますでしょうか。

	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－3 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について審議いたします。 整理番号 3－4 について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推 4 番	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について、7 月 2 0 日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字芦荊場字久保地内にある農地、畑 1 筆 1 1 7 m²です。 農地の現況ですが、作付けはされておらず保全管理されていました。 譲受人は、申請地を取得し農業経営を拡大するために申請されるということです。 譲受人は、今年の 4 月に農地法第 5 条の申請に係る譲渡人の一人であり、当該農地については、その代替地取得の一環となります。 譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、キュウリ、トマト、ナスなどの露地野菜を隣接農地と一体で作付けするということです。 また、通作については徒歩で約 1 分の場所であるため、特段問題ないと考えます。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3－4 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況につきましては、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 譲受人は、大字芦荊場地内で農業を営んでおります。 このたび、農業経営を拡大したく申請するものでございます。

	譲受人の農作業の経験については、40年以上の経験があります。 今回の譲受人は、今年の4月に農地法第5条の申請に係る譲渡人の一人であり、当該農地については、その代替地取得の一環での申請となります。 なお、譲受人からはキュウリ、トマト、ナス、トウモロコシなどの作付け計画が提出されております。 また、通作に関してですが、自宅から1分以内の場所ですので問題はありません。 こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。 申請年月日は、令和7年7月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、審査基準のうち該当する5つについて御説明します。 1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。 2つ目、機械の所有状況ですが、軽トラック1台、トラクター1台、耕うん機1台を所有しております。 3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。 4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。 5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－4について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	多く農地を所有しているようですが、周辺農地も所有しているのですか。
事務局	申請地に隣接している農地をいくつか所有しています。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整

	理番号３－４について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について審議いたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第２号農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推３番	議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について、７月１６日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字原市場字金山地内にある畑２筆、面積２２４㎡です。 農地の現況ですが、農地法違反があった物置などは、是正がされていきました。しかし、市道から自宅へ進入するスロープについては、市道から自宅まで勾配があるため、農地の状態に是正することによって、宅地への進入が困難になるなど、現状の生活が脅かされるため、現状のままとなっています。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第２号農地法第４条の規定による許可申請の整理番号４－１について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。 申請人は、生まれた年である昭和１５年から申請地に隣接する宅地に居

	住しております。 このたび申請人の親族が申請地に隣接する農地に分家住宅を建築するために土地の調査をしていたところ、市道から自宅へ進入するためのスロープ、物置、下屋が農地となっていることが発覚しました。 農地法違反であることから、物置、下屋については、発覚後に速やかに是正をしました。 しかし、市道から自宅へ進入するスロープについては、市道から自宅まで勾配があるため、農地の状態に是正することによって、宅地への進入が困難になるなど、現状の生活が脅かされます。 また、建築基準法上、既存不適格物件として将来的な建て替えが困難な恐れがあるため、スロープ部分と接道要件を満たせるように最低限必要な面積に分筆をしたうえで、今回農地法第4条による申請をするものです。 申請年月日は令和7年7月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、現況の状態を利用するため、費用負担が発生しないことを関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、宅地部分と一体的に利用します。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた大野忠司委員、何かございますか。
1 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について、何か

	ご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
議長	【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推4番	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、7月20日に小谷野伸一委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字芦荻場字久保地内にある畑1筆、面積3,094㎡のうち405㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、河野和昭推進委員の説明のとおりです。 申請者は、大字芦荻場地内でブドウや梨を生産・直売している農家の方です。 生産物は全て直売や地方発送を行い、営んでおります。販売時期については、8月から10月中旬までの約2ヶ月半となります。 午前9時半の開店時間の前からお客さんが来始め、多い時には20台程度の乗用車での来客があり、店舗の前の市道に並んでしまいます。店舗の

	ある敷地には6台の駐車スペースしかなく前面の市道が渋滞することになり、通行に支障を及ぼすなど迷惑をかけてしまいます。 このことから販売の始まる8月から、撤去作業を考慮し10月末までを申請期間とし、申請地を駐車場といたく申請するものです。 なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。 申請年月日は、令和7年7月7日、同日農業委員会受付となっております。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。 1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、そのままの状態を使用することから整地費用等は掛からないということで関係書類等の確認をしております。 2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。 3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。 4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。 5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当ありません。 6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。 7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。 8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。
8 番	昨年度も一時転用許可がされており、現在は農地の状態に戻っているため特段問題ないと思われます。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の整

	理番号４－２について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、審議を行います。 議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号１について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。 須田重雄推進委員に調査報告をお願いします。
推６番	議案第３号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号１について、７月１７日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字山之内地内にある畑１筆１，４９１㎡です。 現況は、ネギ、里芋などの露地野菜が耕作されていました。 また、一部、耕うん管理されており、これから秋に向けてダイコン、絹さや、ホウレンソウを作付する予定とのことでした。 相続人は、大字双柳で農業経営をしております。 相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については、自宅から車で５分程度の範囲内であり、問題ありません。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第３号相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番

号租税 70-1 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は1,491㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。

現地については、ネギ、里芋などの露地野菜が作付けされていました。また、一部、耕うん管理されており、これから秋に向けてダイコン、絹さや、ホウレンソウを作付する予定とのことでした。

申請年月日は、令和7年6月20日、同日農業委員会受付となっております。

次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。

1つ目、被相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(1)のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。

2つ目、相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(2)のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。

3つ目、農地が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(3)のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

補足説明は以上です。

同行して調査していただいた新井安典委員、何かございますか。

議長

9 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 3 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号 1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第 3 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号 2 について審議を行います。 担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。 須田重雄推進委員に調査報告をお願いします。
推 6 番	議案第 3 号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号 2 について、7 月 1 7 日に新井安典委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字双柳字丙新田地内にあります畑 1 筆 3, 4 2 8 m²のうち 2, 0 0 0 m²です。 現況は、ダイコン、里芋などの露地野菜が多く作付されていました。 相続人は、大字双柳で農業経営をしております。 相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。 また、通作については、自宅から徒歩で 1 分程度の範囲内であるため問題ありません。 以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 3 号相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番

	号租税 70-2 について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 納税猶予の概要は割愛させていただきます。 申請地は3, 428㎡のうち2, 000㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。 現地については、サトイモ、ダイコン、キュウリなどの露地野菜が作付けされており、良好に管理しております。 申請年月日は、令和7年7月3日、同日農業委員会受付となっております。 次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。 1つ目、被相続人が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の（1）のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。 2つ目、相続人が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の（2）のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。 3つ目、農地が国税庁発出 4147 の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の（3）のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。 以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。 補足説明は以上です。
議長	同行して調査していただいた新井安典委員、何かございますか。
9 番	特にございません。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。 地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号2について、何かご意見、ご質問等ございますか。 【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。

議長	【全員挙手】 全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第４号農用地利用促進計画（案）について審議いたします。 なお本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、小谷野伸一委員、河野和昭推進委員には、ここでご退席願います。
議長	【小谷野伸一委員、河野和昭推進委員 退席】 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第４号農用地利用促進計画（案）について、資料２によりご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第４号 農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。 はじめに、農用地利用集積等促進計画とは、「埼玉県農林公社」が農地中間管理権を得た農地について、借り手を飯能市が選定し、まとめたものです。 この計画を県知事が認可することで、「埼玉県農林公社」から担い手農家への農地の権利移動が行われます。 今回の議案では、市が作成した促進計画について、農業委員会としての意見をお願いしております。 まず、一人目の方は、令和４年３月で、「埼玉県農業大学校」を卒業し、同年４月から親元である「小谷野果樹園」にて、新規就農者として営農を開始しております。 経営作物としては、露地野菜と果樹です。 作付規模としては、露地野菜での栽培を５反の農地のうちの２反から３反を担当し、ぶどう については、４反を作付しております。 販売方法として、主に「ヤオコー」、「ビバホーム」、「OH!!!飯能」への出荷を行っています。 続いて、二人目の方は、令和５年３月末で２年間の研修期間を経て、「明日の農業担い手育成塾」を卒塾し、同年４月から川崎・下川崎地区にて新

	規就農者として営農を開始しております。 今回の設定は、令和5年に農地中間管理事業による農用地の貸付として設定していた農地を、新たに更新するものです。 続いて、三人目の方は、平成29年に中央農業大学校に入学し、2年間農業を学びました。卒業後は、実践で農業を学ぶため、長野県の奥信濃農園で、枝豆やぶなしめじなどの栽培管理を学びました。奥信濃農園在籍中に、たまたま知人と買い物に訪れたぶどう農園で、もともと興味のあったブドウ栽培に携われる機会を得ることが出来き、その農園にてブドウ栽培を学びました。 これをきっかけにブドウ栽培にハマリ、その後も他に2軒のブドウ農家にお世話になり、栽培技術を学び続けました。 しかし、その後、ブドウ栽培から離れざるを得ない状況となってしまう、長野を離れ、都内の実家に戻らざるを得なくなっていました。 実家に戻ってから1年が過ぎた頃、たまたま飯能市を訪れた際に、圏央道インターの道路沿いに、立派なブドウ棚があるのを見て、飯能市でもう一度、一からブドウ栽培について学び直し、地域の方々に喜んでいただけるブドウを作り、食べた人みんなに笑顔になってもらいたいという気持ちとなりました。 小谷野委員から県の川越農林振興センターを通じて、飯能市農業振興課に新規就農の相談したところ、精明地区に自分のイメージに合った、適当な面積の農地と作業場が見つかったため、今年度より新規就農開始するものです。 今回の設定は、新たにぶどう棚を設置する農地として、設定するものです。 このような実績からも借受け希望者である3名の方への農地の貸付は最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
2 番	3人目の方について伺います。この方は住所地の江戸川区から通作されるのでしょうか。また、貸借期間が50年という設定期間はあまり見かけませんが問題ないのでしょうか。
事務局	申請時点では実家の江戸川区の住所でしたが、現在は青梅市に居住していると伺っています。そのため通作は20分程度の場所であり問題ありません。

	また、貸借期間についての質問ですが、今までの利用権設定では20年が限度でしたが、民法が改正されて50年まで設定できるようになりました。3人目の方は年齢が30代と若く、長く農業経営していきたいという思いがあり、地権者の方からの理解も得られています。なお、地権者の子からも同意を得られています。
1 番	50年の期間が終了し仮に返却する場合、永年作物であるブドウのような根が張るものであっても現況に戻して返却するのでしょうか。
事務局	原則はそのとおりです。ただし、永年作物を栽培する場合は特に覚書を交わして、双方で返却方法などの内容を決めておくことが多いと伺っています。
1 番	金額が入っていないのはなぜですか。
事務局	使用貸借となっています。
5 番	貸借期間が50年ということは、相続が発生することが明らかですが付帯条件や相続人となるであろう方と書面を交わすなどのルールはないのでしょうか。
事務局	特にありませんが、今回は話し合いにより了承を得られています。 なお、当件は農地中間管理機構を通して貸借をするものであり、今後の貸借については、農地中間管理機構が間に入り調整を行うこととなります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 それでは、小谷野伸一委員、河野和昭推進委員には入室していただきます。
	【小谷野伸一委員、河野和昭推進委員 入室】

議長	続きまして、議案第5号農用地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第5号農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
議長	無いようでしたら、整理番号1の候補者について、農地利用最適化推進委員の委嘱をすることに賛成の方は、挙手願います。 【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、整理番号1の松本健一氏については、農地利用最適化推進委員として委嘱することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用許可届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。 【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。 事務局より説明をお願いいたします。 【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を大野忠司会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、令和7年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。